

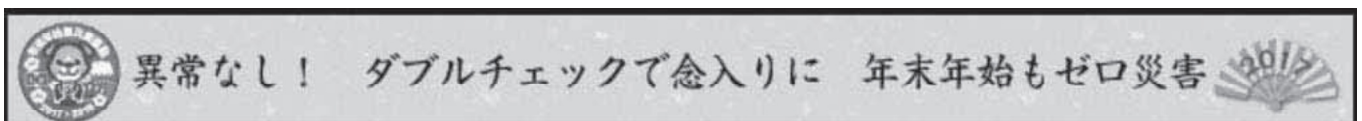
平成29年度 年末年始無災害運動

実施期間 2017年12月15日～2018年1月15日

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で47回目を迎えます。

一年の締めくくりを笑顔で送り、災害のない明るい新年を迎えるために、「安全最優先」の考え方を基本に、あわただしい時期にこそ、作業前点検の実施、安全な作業方法の確認などを着実に実施しましょう。

- 実施期間 平成29年12月15日から平成30年1月15日までとする。
- 運動標語 『異常なし！ ダブルチェックで念入りに 年末年始もゼロ災害』
- 主唱者 中央労働災害防止協会 ○ 後援 厚生労働省 ○ 実施者 各事業場
- 主唱者の実施事項
 - (1) 機関誌、ホームページ等を通じた広報
 - (2) 報道機関等を通じた周知
 - (3) リーフレット等の制作および配布
 - (4) 小冊子、ポスター、のぼり等の頒布
- 事業場の実施事項
 - (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
 - (2) リスクアセスメントおよび労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着
 - (3) ストレスチェック結果等を活用したメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
 - (4) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
 - (5) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
 - (6) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
 - (7) 安全保護具・労働衛生保護具の点検と整備
 - (8) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
 - (9) 交通労働災害防止対策の推進
 - (10) 安全衛生パトロールの実施
 - (11) 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
 - (12) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
 - (13) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
 - (14) 転倒防止、腰痛予防、受動喫煙防止の対策の推進
 - (15) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
 - (16) インフルエンザ等感染症予防対策の徹底
 - (17) 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策
 - (18) 安全衛生旗の掲揚および年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
 - (19) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



中央労働災害防止協会が示す年末年始無災害運動の実施要領です。

詳しくは、ホームページ：<http://www.jisha.or.jp/campaign/musaigai/youryou.html>